

新型コロナウイルス感染症感染拡大に係る  
松伏町の事業継続計画について

令和2年5月

松伏町新型コロナウイルス感染症対策本部

## <目的>

改正新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言の発令、埼玉県における緊急事態措置が実施されるなか、松伏町では松伏町新型コロナウイルス感染症対策本部を設置し、町域における緊急事態措置について総合調整や埼玉県への協力を行うことで、感染拡大防止や町民の皆様の不安の解消を図っているところです。

また、緊急事態措置を踏まえて、これまで、町の事務・事業については、感染拡大のリスクを高める環境を極力作らないように実施するものとし、その際には、重症化リスクの高い方について特に考慮すること、としてきた町の事務・事業実施における新型コロナウイルス感染拡大防止対策については、当面の間行うものとしています。

また職員間の感染を避け、町の事業を維持する目的で分散勤務を行っているところですが、町の新型インフルエンザ等対策行動計画の基本方針「町民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるよう」事業継続計画を作成し事業を維持して行く必要があると考えられます。

また、職員に感染が発生した場合や、新たに発生する事業もあり、これらについて限られた職員数で対応するため、全庁一体となった取り組みが必要となると考えられます。

これらのことから、改めて各課・担当における事業に優先度を付け、整理し、周知することで松伏町の役場機能の維持を図るものです。

なお、緊急事態宣言解除後においても、引き続き感染拡大の可能性は否定できず、再度の緊急事態宣言が発令されることも想定されます。その場合も本計画に沿って実施するものとします。

## <被害想定について>

町で定める新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「町行動計画」という。）によれば、感染力や重症者の発生割合、社会環境等に左右され、発生前に流行規模を予測することは難しいとしながらも、国民の25%が流行期間にピークを作りながら順次り患することを想定しています。また、このピーク時における想定として、職員が発症して欠勤する割合を5%と見積もっているものの、家族の世話、看護等（学校・保育施設の臨時休業や、一部の福祉サービスの縮小、家庭での療養などによる）のため、出勤が困難となる者、不安により出勤しない者がいることを見込み、最大で40%の職員が欠勤するケースを想定しています。

今回の新型コロナウイルス感染症についての評価は現時点では難しいが、町行動計画で想定する程度を踏まえて、全職員約300名（非常勤のものを含む）のうち120名程度が欠ける可能性があるものと見込むものとします。

#### <事業継続について>

上記の被害想定、また国が4月7日に発令した緊急事態宣言により、国からは感染拡大防止の観点から接触の低減のため出勤者の削減を求められ、4月16日から実施している交替制勤務（在宅勤務、サテライト勤務）により、窓口での対応や事務処理に時間を要している現状があります。

また、町行動計画において感染拡大時には

- ・要援護者への支援等に関し主体的に対策を実施
- ・対策の実施に当たっては、県や近隣の市町村と連携
- ・緊急事態宣言が発出された場合は、町対策本部を設置し、政府及び埼玉県における対策全体の基本方針を踏まえ、本庁の実情に応じた対策を進めるものとしており、通常時には発生しない新たな事業が発生します。

このため、町は新型コロナウイルス感染症の対応に優先的にあたるとともに、町民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるよう事業を継続していかなければなりません。このため、町のすべての事業について優先度をつけ、必要に応じ事業の縮小、中断及び中止、または課間で相互に応援職員を配置するなど全庁一体となって、限られた職員数で事業を継続していくものとします。

なお、緊急事態宣言が解除された場合にあっても、確実な治療法と予防法が確立しない限り再度の感染拡大が発生する可能性があるため、小康期にあっても継続し、本計画により対応するものとします。

各事業の優先度等については次ページ以降に示すものとします。

町民の皆様におかれましても、本計画の趣旨に御理解と御協力を賜りますよう、よろしく願いいたします。

#### <本事業継続計画策定について>

本事業継続計画策定にあたり、次の作業を行い策定しました。

1. 各課・担当における事業（事務分掌）を整理し、優先度を付ける。
2. 優先度により、各課・担当において必要な職員数を検討する。
3. 対策本部において、事業継続、新規事業への対応のための職員の配置や必要に応じて全庁的な応援体制について検討する。
4. 役場機能の維持、事業継続のため町民への周知、協力を要請する。